

○岡山県警察公印規程

(昭和 34 年 6 月 30 日警察訓令第 11 号)

改正	昭和 38 年 2 月 4 日警察訓令第 2 号	昭和 42 年 9 月 14 日警察訓令第 23 号	昭和 43 年 3 月 23 日警察訓令第 8 号
	昭和 43 年 5 月 10 日警察訓令第 12 号	昭和 45 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号	昭和 46 年 9 月 27 日警察訓令第 18 号
	昭和 47 年 3 月 24 日警察訓令第 5 号	昭和 48 年 3 月 31 日警察訓令第 6 号	昭和 49 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号
	昭和 50 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号	昭和 50 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号	昭和 52 年 3 月 12 日警察訓令第 3 号
	昭和 56 年 3 月 24 日警察訓令第 6 号	昭和 57 年 5 月 10 日警察訓令第 6 号	昭和 62 年 7 月 11 日警察訓令第 12 号
	平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号	平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号	平成元年 6 月 20 日警察訓令第 8 号
	平成元年 9 月 5 日警察訓令第 25 号	平成 2 年 8 月 29 日警察訓令第 1 号	平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号
	平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 9 号	平成 10 年 3 月 31 日警察訓令第 12 号	平成 11 年 3 月 23 日警察訓令第 6 号
	平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号	平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号	平成 14 年 9 月 17 日警察訓令第 23 号
	平成 15 年 10 月 9 日警察訓令第 21 号	平成 16 年 3 月 17 日警察訓令第 12 号	平成 18 年 2 月 28 日警察訓令第 3 号
	平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号	平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号	平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号
	平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号	平成 23 年 4 月 26 日警察訓令第 14 号	平成 23 年 9 月 1 日警察訓令第 8 号
	平成 23 年 9 月 9 日警察訓令第 1 号	平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号	平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号
	平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 17 号	平成 29 年 7 月 4 日警察訓令第 2 号	平成 30 年 2 月 1 日警察訓令第 2 号
	平成 31 年 2 月 1 日警察訓令第 1 号	令和 3 年 3 月 9 日警察訓令第 4 号	令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号
	令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 3 号	令和 4 年 11 月 11 日警察訓令第 40 号	令和 5 年 1 月 27 日警察訓令第 5 号

岡山県警察公印規程を次のように定める。

岡山県警察公印規程

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、岡山県警察において使用する庁印及び職印(以下「公印」という。)の名称、規格、保管、使用その他公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の名称、規格等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、管理区分に従い公印の管理についてその責に任ずる。

(取扱責任者)

第4条 管理責任者のもとに取扱責任者を置き、副署長(副署長(行政職)を含む。以下同じ。)又は次長(副隊長及び副校長を含む。以下同じ。)をもつて充てる。

2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、公印の使用、保管その他公印の取扱事務に従事する。

3 支出官印、支出負担行為担当官印、歳入徴収官印、債権管理官印、物品管理官印及び契約担当官印については、管理責任者が自ら取り扱うものとする。

4 執務時間外において必要のあるときは、宿日直長をもつて一時取扱事務に従事させることができる。

(公印の登録)

第5条 公印は、すべて総務課に備付の公印台帳(別記様式第1号)にその印影を登録した後でなければ、使用することができない。

(公印の保管)

第6条 公印は、常に堅ろうな印箱に収め、執行時間外は、錠を施した箇所に保管しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用しようとするときは、押印すべき書類に決裁を受けた起案文書又はその他の証明書類を添え、管理責任者又は取扱責任者に提出して押印を求めなければならない。

2 管理責任者又は取扱責任者は、前項により提示を受けたときは、公印の使用について審査を行った後、その証明書類に契印し、押印するものとする。

3 印刷その他により同一内容の文書が多数作成されたものであるときは、特に必要と認めるものを除き、公印を省略することができる。

(公印の刷込み)

第8条 同時に多数の同一様式の文書に公印を使用する場合で特に必要があるときは、前条の規定にかかわらず、公印を刷り込むことにより、押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により、公印を刷り込もうとする所属長は、その都度公印刷込み申請書(別記様式第2号)を警務部総務課長(以下「総務課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 総務課長は、公印の刷込みを承認したときは、公印刷込み承認書(別記様式第2号の2)を交付するものとする。
- 4 第2項の規定により公印の刷込みを承認された文書(以下「刷込文書」という。)は、公印刷込文書受払台帳(別記様式第3号)により受払いを行うものとし、当該承認を受けた所属長は毎月1回以上、当該所属の副署長又は次長は受払いの都度、刷込文書の保管及び使用の状況を確認しなければならない。

(電子印)

第8条の2 電子計算機を使用して文書を作成する場合において、当該電子計算機により、公印の印影を電磁的記録媒体(電磁的方法により情報を記録することができるものをいう。以下同じ。)に記録し、その記録した印影を出力したもの(以下「電子印」という。)を使用する必要があるときは、第7条の規定にかかわらず、電子印を使用することにより、押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により、電子印を出力しようとする所属長は、あらかじめ電子印使用承認申請書(別記様式第3号の2)を総務課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 総務課長は、電子印の使用を承認したときは、電子印使用承認書(別記様式第3号の3)を交付するものとする。
- 4 電子印を使用している所属長は、当該電子印に係る公印が新調、改刻又は廃止されるときは、速やかに当該電子印に係る印影を記録した電磁的記録媒体から当該印影を復元できない方法により消去するとともに、電子印使用廃止届出書(別記様式第3号の4)により総務課長に報告しなければならない。
- 5 電子印の使用に当たっては、当該電子印に係る印影の改ざんその他不正使用を防止するための措置を講ずるとともに、使用状況について常に明らかにしなければならない。

(管理責任者の報告義務)

- 第9条 管理責任者は、その管理する公印を新調又は改刻しようとするときは、あらかじめ岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を受けなければならない。
- 2 管理責任者は、公印台帳に登録を受けた後、その記載事項に異動を生じたときは、すみやかに本部長に報告しなければならない。
  - 3 管理責任者は、その管理する公印について、盗難、紛失又は使用できない程度に損傷を受けたとき、並びに偽造、変造等の事故があつた場合は、すみやかに事故報告書(別記様式第4号)により本部長に報告しなければならない。

(不用公印の処分)

第10条 管理責任者は、改刻又は廃止により不用となつた公印は、速やかに総務課長に送付しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定により管理責任者から送付を受けた公印を、次の期間保存しなければならない。

(1) 本部印及び本部長印 5年

(2) 前号以外の公印 3年

(準用)

第11条 第3条から第10条までの規定は、岡山県公安委員会の公印について準用する。

この場合において、第10条第2項第1号中「本部印及び本部長印」とあるのは「公安委員会印及び公安委員会委員長印」と読み替えるものとする。

(文書の保存)

第12条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
公印台帳	総務課	長期
公印刷込み申請書	総務課	1年
公印刷込み承認書	承認を受けた所属	1年
公印刷込文書受払台帳	作成した所属	1年
電子印使用承認申請書	総務課	長期
電子印使用承認書	承認を受けた所属	長期
電子印使用廃止届出書	総務課	1年
事故報告書	総務課	長期

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和34年7月1日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印は、なお当分の間、使用することができる。

3 この訓令施行の際、現に使用中の公印について従前の規定によりなされた公印台帳への登録は、この訓令によりなされた登録とみなす。

(岡山県警察署処務規程の一部改正)

4 岡山県警察署処務規程(昭和30年岡山県警察訓令第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(昭和38年2月4日警察訓令第2号)

1 この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印は、なお、当分の間使用することができる。

附 則(昭和42年9月14日警察訓令第23号)

この訓令は、昭和 42 年 9 月 14 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 23 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 43 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 5 月 10 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 10 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 45 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 9 月 27 日警察訓令第 18 号)

この訓令は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 24 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 31 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 49 年 3 月 4 日から施行する。ただし、改正規定中「次長」に係る部分の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 9 月 30 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 12 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日警察訓令第 6 号)抄

1 この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和 57 年 5 月 10 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 7 月 11 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 22 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成元年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成元年 6 月 20 日警察訓令第 18 号)

この訓令は、平成元年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成元年 9 月 5 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、平成元年 9 月 5 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 29 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 6 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 23 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中「捜査第一課長」を「刑事企画課長」に改める部分及び「婦人補導員証」を「少年補導員証」に改める部分は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 19 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 14 年 9 月 17 日警察訓令第 23 号)抄  
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 9 日警察訓令第 21 号)  
この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 17 日警察訓令第 12 号)  
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 28 日警察訓令第 3 号)  
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)  
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)  
この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 18 日警察訓令第 7 号)  
この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)  
この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 26 日警察訓令第 14 号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 1 日警察訓令第 18 号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 9 日警察訓令第 21 号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)  
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 7 月 4 日警察訓令第 29 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 1 日警察訓令第 2 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に使用している電子印は、この訓令による改正後の岡山県警察公印規程第 8 条の 2 第 2 項(同規程第 11 条において準用する場合を含む。)の承認を受けたものとみなす。

附 則(平成 31 年 2 月 1 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 9 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 27 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 11 日警察訓令第 40 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。



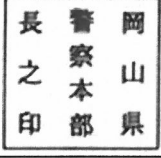

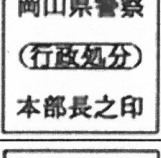
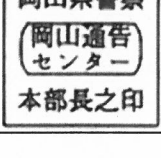
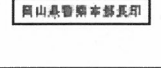



附 則(令和 5 年 1 月 27 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)



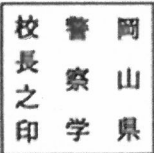

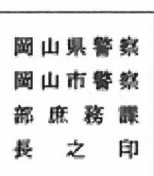



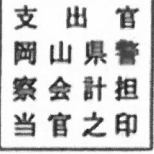

名称	ひな形	書体	寸法ミリメートル		管理責任者
			縦	横	



本部印		てん書	37	37	総務課長
本部長印		てん書	30	30	総務課長
		てん書	30	30	総務課長
		てん書	20	20	総務課長
		てん書	20	20	運転管理課長
		てん書	18	18	交通指導課長
		かい書	5	20	運転免許課長及び各警察署長(岡山北警察署長、倉敷警察署長及び津山警察署長を除く。)
本部長刻印		丸ゴシック	直径 22		運転免許課長
部長印		てん書	23	23	警務部長印 警務課長 生活安全部長印 生活安全企画課長 地域部長印 地域課長 刑事部長印 刑事企画課長 交通部長印 交通企画課長 警備部長印 公安課長
首席監察官印		てん書	23	23	監察課長

総務統括官印	岡山県警察 本部警務部 総務統括 官之印	てん 書	23	23	会計課長
組織犯罪対 策統括官印	岡山県警察 本部刑事部 組織犯罪対策 統括官之印	てん 書	23	23	組織犯罪対策第一課長
岡山市警察 部長印	岡山県警察 岡山市警察 部長之印	てん 書	23	23	庶務課長
運転免許セ ンター長印	岡山県警察 本部交通部 運転免許 センター 長之印	てん 書	23	23	運転免許課長
課印	岡山県 警察本部 ○○部 ○○課	てん 書	30	30	各課長
課長印	岡山県警 察本部○ ○部○○ 課長之印	てん 書	23	23	各課長
会計監査官 印	岡山県警察 本部警務部 会計監査 官之印	てん 書	23	23	会計課長
機動警ら隊 印	岡山県 警察本部 地域部 機動警ら隊	てん 書	30	30	機動警ら隊長
機動警ら隊 長印	岡山県警察 本部地域部 機動警ら 隊長之印	てん 書	23	23	機動警ら隊長

所印	岡山県警察 本部刑事部 科学捜査研究所	てん 書	30	30	科学捜査研究所長
所長印	岡山県警察 本部刑事部 科学捜査研究所長之印	てん 書	23	23	科学捜査研究所長
機動捜査隊 印	岡山県警察 本部刑事部 機動捜査隊	てん 書	30	30	機動捜査隊長
機動捜査隊 隊長印	岡山県警察 本部刑事部 機動捜査隊長之印	てん 書	23	23	機動捜査隊長
交通機動隊 印	岡山県警察 本部交通部 交通機動隊	てん 書	30	30	交通機動隊長
交通機動隊 隊長印	岡山県警察 本部交通部 交通機動隊長之印	てん 書	23	23	交通機動隊長
高速道路交 通警察隊印	岡山県警察 本部交通部 高速道路交 通警察隊	てん 書	30	30	高速道路交通警察隊長
高速道路交 通警察隊長 印	岡山県警察 本部交通部 高速道路交 通警察隊長之印	てん 書	23	23	高速道路交通警察隊長
機動隊印	岡山県警察 本部警備 部機動隊	てん 書	30	30	機動隊長
機動隊長印	岡山県警察 本部警備部 機動隊長之印	てん 書	23	23	機動隊長

警察学校印		てん書	30	30	警察学校長
警察学校長印		てん書	23	23	警察学校長
		てん書	28	28	警察学校長
岡山市警察部庶務課印		てん書	30	30	庶務課長
岡山市警察部庶務課長印		てん書	23	23	庶務課長
警察署印		てん書	30	30	各警察署長
警察署長印		てん書	23	23	各警察署長
		てん書	23	23	岡山中央、岡山西、岡山南、倉敷、津山警察署長
支出官印		てん書	23	23	会計課長
支出負担行為担当官印		てん書	23	23	会計課長

歳入徴収官 印	歳入徴収官 岡山県警 察会計担 当官之印	てん 書	23	23	会計課長
債権管理官 印	債権管理官 岡山県警察 本部長之印	てん 書	23	23	会計課長
物品管理官 印	岡山県 警察本部 物品管理 官之印	てん 書	23	23	会計課長
契約担当官 印	岡山県警 察契約担 当官之印	てん 書	23	23	会計課長
資金前渡官 吏印	資金前渡官吏 岡山県警察 本部警務部 会計課長之印	てん 書	20	20	会計課長
歳入歳出外 現金出納官 吏印	歳入歳出外 現金出納官吏 岡山県警察 本部警務部 会計課長之印	てん 書	20	20	会計課長
有価証券取 扱主任官印	有価証券 取扱主任官 岡山県警察 本部警務部 会計課長之印	てん 書	20	20	会計課長
収入官吏印	収入官吏 岡山県警察 本部警務部 会計課長之印	てん 書	20	20	会計課長

別記様式第1号(第5条関係)

公印台帳

[別紙参照]

別記様式第2号(第8条関係)

公印刷込み申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号の 2(第 8 条関係)

公印刷込み承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

公印刷込文書受払台帳

[別紙参照]

別記様式第 3 号の 2(第 8 条の 2 関係)

電子印使用承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 3 号の 3(第 8 条の 2 関係)

電子印使用承認書

[別紙参照]

別記様式第 3 号の 4(第 8 条の 2 関係)

電子印使用廃止届出書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 9 条関係)

公印事故報告

[別紙参照]